

業務連絡

(法務省行政文書取扱規則第9条第2項、第3項関係)

大臣官房秘書課

■一元的な文書管理システム登録情報

受付日 2022/10/19

受付番号 大臣官房秘書課 2794号

発信者 神奈川県弁護士会

あて先 法務大臣 葉梨康弘

件名 その他文書

備考 申入れ書(国の指定代理人がICレコーダーを用いていた件について)

■送付先

訟務局



神弁第4278号
2022年10月18日

法務大臣 葉梨 康弘 殿
防衛大臣 浜田 靖一 殿
法務省訟務局長 春名 茂 殿
東京法務局訟務部長 伊藤 清隆 殿

神奈川県弁護士会
会長 高岡俊之
(公印省略)

申入れ書

当会は、2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で行われた被告を国とする損害賠償等請求事件で国の指定代理人（2022年10月13日の参議院外交防衛委員会で防衛省職員であることを浜田防衛大臣が認めている。）が裁判所の許可を得ること無く、弁論準備手続期日のやり取りを所携のICレコーダー（録音機）を用いて秘密録音していた件（以下、「本件秘密録音」という。）について、厳しく非難するとともに以下のとおり申し入れる。

- 1 本件秘密録音は民事訴訟制度の運用に対する訴訟関係者の信頼を大きく毀損するものである。本件秘密録音を行った職員はもとより、法務省、法務局においても猛省されたい。
- 2 本件秘密録音がどのような背景のもと、誰の指示で行われていたのか、明らかにするとともに、これを適切な方法で公表されたい。
- 3 本件秘密録音を行った国の指定代理人及びこれに関与した公務員に対し、国家公務員法に基づいて適切な懲戒権の行使をされたい。
- 4 今後、国の代理人が本件秘密録音のような非違行為を行わないための具体的な方策を定めるとともに、速やかにそれを公表されたい。

以上

神弁発第4278号
2022年10月18日

法務大臣 葉梨 康弘 殿
防衛大臣 浜田 靖一 殿
法務省訟務局長 春名 茂 殿
東京法務局訟務部長 伊藤 清隆 殿

神奈川県弁護士会
会長 高岡俊之
(公印省略)

申入れ書

当会は、2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で行われた被告を国とする損害賠償等請求事件で国の指定代理人（2022年10月13日の参議院外交防衛委員会で防衛省職員であることを浜田防衛大臣が認めている。）が裁判所の許可を得ること無く、弁論準備手続期日のやり取りを所携のICレコーダー（録音機）を用いて秘密録音していた件（以下、「本件秘密録音」という。）について、厳しく非難するとともに以下のとおり申し入れる。

- 1 本件秘密録音は民事訴訟制度の運用に対する訴訟関係者の信頼を大きく毀損するものである。本件秘密録音を行った職員はもとより、法務省、法務局においても猛省されたい。
- 2 本件秘密録音がどのような背景のもと、誰の指示で行われていたのか、明らかにするとともに、これを適切な方法で公表されたい。
- 3 本件秘密録音を行った国の指定代理人及びこれに關与した公務員に対し、国家公務員法に基づいて適切な懲戒権の行使をされたい。
- 4 今後、国の代理人が本件秘密録音のような非違行為を行わないための具体的な方策を定めるとともに、速やかにそれを公表されたい。

行 以上



業務連絡

(法務省行政文書取扱規則第9条第2項、第3項関係)

大臣官房秘書課

■一元的な文書管理システム登録情報

受付日 2022/10/24

受付番号 大臣官房秘書課 2826号

発信者 神奈川労働弁護団事務局

あて先 法務大臣 葉梨康弘

件名 その他文書

備考 国指定代理人による秘密録音に断固抗議する声明

■送付先

訟務局



2022年10月21日

各 位

〒231-0005
横浜市中区本町3丁目30番地7
横浜平和ビル4階
神奈川総合法律事務所
電話 045-222-4401
FAX 045-222-4405
神奈川労働弁護団事務局長
弁護士 石渡 豊正

声明文送付のご連絡

冠省 当弁護団は、神奈川県弁護士会所属の弁護士（約150名）によって構成される任意の団体であり、労働者の権利利益の擁護を目的として活動しております。

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部における弁論準備手続において国指定代理人による秘密録音が発覚した件について、当弁護団の抗議声明文をお送り致します。

ご査収いただきますと共に、上記の件について適切にご対応いただきますようお願い致します。

草々

国指定代理人による秘密録音に断固抗議する声明

2022年10月21日

神奈川労働弁護団

会長 小島周一

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた労働事件（地位確認等請求事件）の弁論準備手続において、被告である国の指定代理人が非公開であるはずの同手続の様子を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告（労働者）訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていたという事案が発生した。

本事案は、裁判長の許可を得ずに録音をしていたという点で民事訴訟規則77条に違反する明確な違法行為である。かかる違法行為を国指定代理人が行ったこと自体、法治国家にあるまじき言語道断の事態である。

のみならず、裁判官と原告（労働者）訴訟代理人のみが在廷する場面の秘密録音は、無断で録音されることはないと訴訟当事者間の信頼関係に背き、卑怯かつ不正な手段を用いて国にとって有利な結果を得ようとするものであり、労働基準法や労働契約法等の各種労働関係法令によって保護されるべき労働者の権利・利益に対する重大な侵害行為である。

国は、本事案によって「信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない」（民事訴訟法2条）とされる訴訟当事者としての信頼を完全に失ったというべきであり、本事案に対する厳正な対処及び実効性ある再発防止策の策定なくしてその信頼の回復はあり得ない。

当弁護団は、国に対し、本事案に関与した指定代理人等に対する適正な処分はもとより、他の事件を含めた指定代理人等による秘密録音の実態を徹底的に調査し公表すること、調査結果を踏まえた指定代理人に対する研修等の具体的かつ実効性ある再発防止策を早期に講じ、その内容を公表することを強く求める。

以上

2022年10月21日

各 位

〒231-0005
横浜市中区本町3丁目30番地7
横浜平和ビル4階
神奈川総合法律事務所
電話 045-222-4401
FAX 045-222-4405
神奈川労働弁護団事務局長
弁護士 石 渡 豊 正

声明文送付のご連絡

冠省 当弁護団は、神奈川県弁護士会所属の弁護士（約150名）によって構成される任意の団体であり、労働者の権利利益の擁護を目的として活動しております。

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部における弁論準備手続において国指定代理人による秘密録音が発覚した件について、当弁護団の抗議声明文をお送り致します。

ご査収いただきますと共に、上記の件について適切にご対応いただきますようお願い致します。

草々

国指定代理人による秘密録音に断固抗議する声明

2022年10月21日

神奈川労働弁護団

会長 小島周一

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた労働事件（地位確認等請求事件）の弁論準備手続において、被告である国の指定代理人が非公開であるはずの同手続の様子を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告（労働者）訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていたという事案が発生した。

本件事案は、裁判長の許可を得ずに録音をしていたという点で民事訴訟規則77条に違反する明確な違法行為である。かかる違法行為を国指定代理人が行ったこと自体、法治国家にあるまじき言語道断の事態である。

のみならず、裁判官と原告（労働者）訴訟代理人のみが在廷する場面の秘密録音は、無断で録音されることはないと訴訟当事者間の信頼関係に背き、卑怯かつ不正な手段を用いて国にとって有利な結果を得ようとするものであり、労働基準法や労働契約法等の各種労働関係法令によって保護されるべき労働者の権利・利益に対する重大な侵害行為である。

国は、本件事案によって「信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない」（民事訴訟法2条）とされる訴訟当事者としての信頼を完全に失ったというべきであり、本件事案に対する厳正な対処及び実効性ある再発防止策の策定なくしてその信頼の回復はあり得ない。

当弁護団は、国に対し、本件事案に関与した指定代理人等に対する適正な処分はもとより、他の事件を含めた指定代理人等による秘密録音の実態を徹底的に調査し公表すること、調査結果を踏まえた指定代理人に対する研修等の具体的かつ実効性ある再発防止策を早期に講じ、その内容を公表することを強く求める。

以上



業務連絡

(法務省行政文書取扱規則第9条第2項、第3項関係)

大臣官房秘書課

■一元的な文書管理システム登録情報

受付日 2022/10/25

受付番号 大臣官房秘書課 2835号

発信者 青年法律家協会弁護士学者合同部会

あて先 法務大臣 葉梨康弘

件名 その他文書

備考 防衛省職員による裁判の秘密録音に厳重に抗議し、事案の徹底解明と厳正な対処を行うことを求める議長声明

■送付先

訟務局



文書送付の件

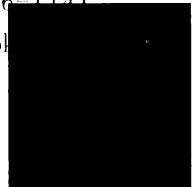
2022年10月21日

法務大臣

葉梨 康弘 殿

青年法律家協会弁護士学者合同部会
〒160-0004新宿区四谷2-2-5
小谷田ビル5階
TEL03-5366-1131 FAX03-5366-1141
E-mail : bengaku@seihoku.org

議長 笹山
事務局長 吉田



拝啓、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

わたくしども青年法律家協会弁護士学者合同部会は、10月21日、「防衛省職員による裁判の秘密録音に厳重に抗議し、事案の徹底解明と厳正な対処を行うことを求める議長声明」を発表しましたので、送付いたします。

真摯に受け止め、対処されることを強く申し入れます。

敬具

防衛省職員による裁判の秘密録音に厳重に抗議し、 事案の徹底解明と厳正な対処を行うことを求める議長声明

一 民事訴訟手続きにおいて、一方当事者の国の指定代理人を務める防衛省職員が、裁判手続きを秘密録音していた事実が発覚した。

当該事件は、在日アメリカ軍基地での労災をめぐり元従業員の原告が国に対し損害賠償を求めて横浜地裁横須賀支部に提訴している訴訟で、2022年10月11日に弁論準備手続きが行われた。発表した当該事件の原告代理人弁護士によると、和解協議のため原告側と裁判所が協議することになり被告国側がいったん退席をした際、原告代理人弁護士が録音状態になっているICレコーダーを発見し、裁判官の立ち会いのもとで内容を確認したところ、同日の手続きでのやりとりや別の日に行われた手続きの内容が録音されていたことを確認した、とのことである。

原告側代理人弁護士の発表を受け、この無断録音行為について、被告国も、横浜地方裁判所も事実の存在を確認した旨発表している。

二 民事訴訟規則第77条は、「法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長の許可を得なければすることができない。」と定めており、このほかの各種規則もこの条項を準用しており、裁判においてその手続きを裁判長の許可なく録音することは禁じられている。

民事訴訟における弁論準備手続きや和解手続き等においては、紛争解決のために、非公開とすることで忌憚ない議論による協議を行う場面が少なくない。司法権が、憲法をはじめとする法を適用することによる紛争解決を行い、もって我が国社会の人権保障を図ろうとする制度であることに照らし、訴訟当事者には司法におけるルールを守って裁判手続きに臨むことが求められる。それが公正な裁判を実現し、我が国社会に法の支配を実現することにつながるのであり、民事訴訟規則もその一環として制定されている。

今般の国の無断録音行為は、こうした司法のルールを破る許されない行為であり、非公開として、また国が退席して聞くことができない他方当事者と裁判所の協議を録音して聞き出そうとする盗聴と呼ばれても仕方のない行為である。ことともあろうに権力機関である国がそれを行ったというだけに、ことは極めて重大であり、絶対に許されない。

このような行為が防衛省職員によって行われたことからすると、防衛省は他人の秘密ないしプライバシー権についてこれを軽視して、国民に対する情報収集活動を行っているのではないかとの疑惑を払拭できない。また、防衛省はもとより、ほかの省庁でも、国が一方当事者の事件においては、裁判において秘密録音が行われていたのではないかとの疑惑も持たざるを得ない。

三 当部会は、日本国憲法下における司法制度を充実させ、もって人権保障を図る立場から、今回の防衛省職員による秘密録音行為について、国に対し、厳重に抗議し、当該事件の原告及び原告代理人、裁判所に対し真摯に陳謝すること、二度とこのような行為を行わないことを誓約するよう求める。そして当該事件でなにがどこまで録音され、その情報が

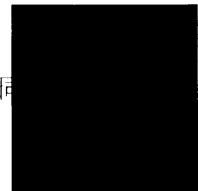
どこに提供されたのか、なにゆえこのような問題が発生したのかを厳密に調査し、国が一方当事者であるほかの裁判事件でも同様の行為が行われたことがないか、行われていないかも厳密に調査し、その調査内容及び今後いかなる対処を行うのかについて発表するよう求める。そして、この調査と発表は、防衛省以外の第三者によって行われることが望ましい旨を付言する。

また、裁判所は、我が国の司法権の健全な実現のために、民事訴訟規則に違反した今般の国の行為に対して、厳正な対処を行うべきである。

2022年10月21日

青年法律家協会弁護士学者合同

議長 笹山



業務連絡

(法務省行政文書取扱規則第9条第2項、第3項関係)

大臣官房秘書課

■一元的な文書管理システム登録情報

受付日 2022/10/28

受付番号 大臣官房秘書課 2869号

発信者 日本労働弁護団

あて先 法務大臣 葉梨康弘

件名 その他文書

備考 国指定代理人による秘密録音に抗議する声明

■送付先

訟務局



2022年10月26日

法務大臣 葉梨 康弘 殿

日本労働弁護団
〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11
連合会館内 TEL:03-3251-5363
FAX:03-3258-6790

お知らせ

拝啓

ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

私ども日本労働弁護団は、憲法で保障された労働者と労働組合の権利を擁護することを目的とする、全国約1600名の弁護士で組織されている団体です。

先般、横浜地方裁判所横須賀支部において開かれた在日米軍基地就労者の労働事件にて、裁判所の許可を得ずに国の指定代理人が秘密録音していた事件につき、強く抗議する声明を発しました。

ここにお送りさせていただきますので、是非お目をお通しいただければと存じます。宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

【送付書類】

- ・国指定代理人による秘密録音に抗議する声明 … 1部

(2022年10月26日)

各 1 部

国指定代理人による秘密録音に抗議する声明

2022年10月26日

日本労働弁護団

幹事長 水野 英樹

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた労働事件（在日米軍基地で就労していた労働者による地位確認等請求事件）の弁論準備手続において、被告である国の指定代理人（防衛省職員）が同手続を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告（労働者）訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていたという事案が発生した。裁判所が録音機に残っている音声データを確認したところ、当該期日のみならず、同事件の7月以降に行われた期日を録音したデータが発見されたとのことであり、国の指定代理人が継続的に同事件の弁論準備手続を秘密録音していたことが判明した。

本件事案は、裁判長の許可を得ずに録音をしていたという点で民事訴訟規則77条に違反する明確な違法行為である。かかる違法行為を国の指定代理人が行ったこと自体、法治国家にあるまじき言語道断の事態である。のみならず、裁判官と原告（労働者）訴訟代理人のみが在廷する場面における「盗聴」ともいるべき行為は、「盗聴」しないという訴訟当事者間の当然のルールに背き、卑怯かつ不正な手段を用いて国にとって有利な結果を得ようとするものであり、労働基準法や労働契約法等の各種労働関係法令によって保護されるべき労働者の権利・利益に対する重大な侵害行為である。そのような違法行為を、国は継続して行っていたことになる。

また、その国の指定代理人の上記期日における弁明によれば、録音データは内部の打合せに用いていたとのことであり、少なくとも上記事件に関与する国の関係者は同事件の期日を継続して秘密録音されていたことを認識していたと強く推測され、組織的な行為であると疑わせるものもある。

当弁護団は、国に対し、本件事案について、どの期日を録音したのか、その録音がどの範囲で共有され、どのように用いられていたのか厳正に調査し、公表することを求める。そのうえで、関与した指定代理人や関係者等に対する適正な処分を行うことを求める。また、既に終結した過去の事件も含め、指定代理人等による秘密録音の実態も調査し公表すること、調査結果を踏まえた指定代理人に対する研修等の具体的かつ実効性ある再発防止策を早期に講じ、その内容を公表することを強く求める。

以上

2022年10月26日

法務省訴務局長 春名 茂 殿

日本労働弁護団
〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11
連合会館内 TEL:03-3251-5363
FAX:03-3258-6790

お知らせ

拝啓

ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

私ども日本労働弁護団は、憲法で保障された労働者と労働組合の権利を擁護することを目的とする、全国約1600名の弁護士で組織されている団体です。

先般、横浜地方裁判所横須賀支部において開かれた在日米軍基地就労者の労働事件にて、裁判所の許可を得ずに国の指定代理人が秘密録音していた事件につき、強く抗議する声明を発しました。

ここにお送りさせていただきますので、是非お目をお通しいただければと存じます。宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

【送付書類】

・国指定代理人による秘密録音に抗議する声明 … 1部

(2022年10月26日)

各 1 部



国指定代理人による秘密録音に抗議する声明

2022年10月26日

日本労働弁護団

幹事長 水野 英樹

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた労働事件（在日米軍基地で就労していた労働者による地位確認等請求事件）の弁論準備手続において、被告である国の指定代理人（防衛省職員）が同手続を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告（労働者）訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていたという事案が発生した。裁判所が録音機に残っている音声データを確認したところ、当該期日のみならず、同事件の7月以降に行われた期日を録音したデータが発見されたとのことであり、国の指定代理人が継続的に同事件の弁論準備手続を秘密録音していたことが判明した。

本件事案は、裁判長の許可を得ずに録音をしていたという点で民事訴訟規則77条に違反する明確な違法行為である。かかる違法行為を国の指定代理人が行ったこと自体、法治国家にあるまじき言語道断の事態である。のみならず、裁判官と原告（労働者）訴訟代理人のみが在廷する場面における「盗聴」ともいるべき行為は、「盗聴」しないという訴訟当事者間の当然のルールに背き、卑怯かつ不正な手段を用いて国にとって有利な結果を得ようとするものであり、労働基準法や労働契約法等の各種労働関係法令によって保護されるべき労働者の権利・利益に対する重大な侵害行為である。そのような違法行為を、国は継続して行っていたことになる。

また、その国の指定代理人の上記期日における弁明によれば、録音データは内部の打合せに用いていたとのことであり、少なくとも上記事件に関与する国の関係者は同事件の期日を継続して秘密録音されていたことを認識していたと強く推測され、組織的な行為であると疑わせるものもある。

当弁護団は、国に対し、本件事案について、どの期日を録音したのか、その録音がどの範囲で共有され、どのように用いられていたのか厳正に調査し、公表することを求める。そのうえで、関与した指定代理人や関係者等に対する適正な処分を行うことを求める。また、既に終結した過去の事件も含め、指定代理人等による秘密録音の実態も調査し公表すること、調査結果を踏まえた指定代理人に対する研修等の具体的かつ実効性ある再発防止策を早期に講じ、その内容を公表することを強く求める。

以上

業務連絡

(法務省行政文書取扱規則第9条第2項、第3項関係)

大臣官房秘書課

■一元的な文書管理システム登録情報

受付日 2022/10/28

受付番号 大臣官房秘書課 2868号

発信者 自由法曹団

あて先 法務省大臣 葉梨康弘

件名 その他文書

備考 防衛省職員及び国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に厳重に抗議し、事案究明と徹底した再発防止を求める声明

■送付先

訟務局



書類送付のご案内

2022年10月26日

法務省大臣 葉梨 康弘 様

自由法曹団は本日、下記の声明を発表いたしました。
声明の主旨をご理解いただきご対応をお願いいたします。

記

1. 防衛省職員及び国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に厳重に抗議し、事案究明と徹底した再発防止を求める声明

(本紙含め2枚)

自由法曹団

〒112-0014

東京都文京区関口一丁目8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

電話 03-5227-8255

FAX 03-5227-8257

防衛省職員及び国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に厳重に抗議し、 事案究明と徹底した再発防止を求める声明

2022年10月26日

自由法曹団 団長 岩田研二郎

1 2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で行われた国を被告とする労働事件（地位確認等請求事件）の弁論準備手続において、被告国の指定代理人（防衛省職員）が非公開であるはずの同手続の様子を秘密録音していたという事件が発生した。同日の期日では、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、荷物にまぎれさせ、それとわからぬように残置されていた録音機が作動していたことが判明しており、裁判官と反対当事者側との協議内容を秘密裏に録音していたと評価するしかない事態となっている。手続終了後、裁判官立会いのもと、書記官が当該録音機の内容を調査したところ、同日の手続以外の期日においても手続の内容が録音されていたことが確認されている。

2 そもそも、本件の防衛省職員の行為は、「法廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、裁判長の許可を得なければすることができない。」と定める民事訴訟規則第77条に違反する明確な違法行為である。

また、本件は、弁論準備手続という非公開手続のもと、和解に向けた話し合いが進められている中で、被告側が退席していることを前提とした原告側の内情・センシティブな情報提供や意見交換が行われる場が秘密裡に録音されていたものであり、盗聴とよばれても仕方のない行為である。当該行為は、訴訟遂行における当事者間の信頼関係を破壊し、公平・公正な裁判の実現を妨げるとともに、不正な手段により一市民（一労働者）の権利利益を侵害するもので、極めて重大な問題である。しかも他の期日についても秘密録音していたことが判明しており、一貫した意図がうかがわれる。

かような司法のルールを破る違法行為を国自身が行っていたことは極めて遺憾であり、防衛省以外の省庁を対象とする他の裁判においても、同様に秘密録音が行われているとの疑惑を持たざるを得ず、この意味でも、裁判当事者としての国の誠実性への信頼を破壊した責任は計り知れない。

3 団は、国に対し、当該行為が国民の裁判への信頼を揺るがし、国民の人権を著しく侵害するものとして厳重に抗議する。そして、国に対し、本件関係者に対する厳正な対処は当然として、徹底した事案究明とその調査内容の公表を行い、さらに、国が一方当事者である他の事件での同種の秘密録音の実施等の状況についても事案究明を徹底させ、実効性ある再発防止策の実施を求める。

また、裁判所に対しては三権の一翼である司法権を担うものの責務として、司法に対する信頼回復と公平・公正な裁判の実現のため、今般の国の行為に対して厳正な対処を行うことを求めるものである。

以上

業務連絡

(法務省行政文書取扱規則第9条第2項、第3項関係)

大臣官房秘書課

■一元的な文書管理システム登録情報

受付日 2022/10/31

受付番号 大臣官房秘書課 2887号

発信者 不詳

あて先 法務省

件名 その他文書

備考 国の代理人が民事訴訟の会話を許可なく録音したことについて

■送付先

訟務局



大同区議会

(昭和三〇年五月二日開會式典の開催に當り於此行之)

大同区議會

議長 岩田 仁蔵 副議長 永井 久元

議事司令官 日野義

議事司令官 佐藤義大 記者竹美

議員 高橋義

議員 池田義

書記官 佐藤義

（本會は、この開會式典の開催に當り於此行之）

大同区議會

議事司令官



郵便はがき



1008977

千代田区 霞が関

1-1-1

法務省

御中



□□□□□□□□



恐れ多くも、手本となるはずの国の代理人の者が、法律で決められている。民事訴訟の会話を許可なく録音。

防衛省のしたっぱは、懲戒免職。指示した者を公表し、責任を取らせるべき。なまけぬ。本当に、汚く、腐ったと国民は、思っている。恥を知るべき。だから、犯罪は減らない。

国家公務員が平気で犯罪者やるから。政治家も平気でやる。まともに、仕事も出来ないのか。ルールは守れ。悪い事をしたら大物政治家であらざんと祓くべき。

業務連絡

(法務省行政文書取扱規則第9条第2項、第3項関係)

大臣官房秘書課

■一元的な文書管理システム登録情報

受付日 2022/11/10

受付番号 大臣官房秘書課 2992号

発信者 東海労働弁護団

あて先 法務大臣 葉梨康弘

件名 その他文書

備考 国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に抗議する

■送付先

訟務局



2022年11月 9日

法務大臣 葉梨 康弘 殿

〒453-0014

名古屋市中村区則武一丁目10番6号

側島ノリタケビル2階

弁護士法人名古屋法律事務所

東海労働弁護団幹事長 樽 井 直 樹

電話 052-451-7746 FAX 052-451-7749

書類送付のご案内

拝啓 お世話になります。

東海労働弁護団は、愛知、岐阜、三重の東海3県において労働者の権利を擁護するため活動している弁護士によって構成されている法律家団体です。

東海労働弁護団は、本年10月22日に開催された第63回総会において、国指定代理人が弁論準備手続を秘密裏に録音していた事態が発覚したことに対して抗議する決議を採択しましたので、本決議を法務大臣及び防衛大臣に対して送付するものです。

敬 具

添付書類

- ・ 国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に抗議する : 1枚

以 上

国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に抗議する

2022年10月22日
東海労働弁護団第63回総会

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた在日米軍基地で就労していた労働者による地位確認等請求事件の弁論準備手続において、被告国の指定代理人である防衛省職員が同手続を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告（労働者）訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていたという事実が明らかになった。裁判所が録音機に残っている音声データを確認したところ、当該期日のみならず、同事件の7月以降に行われた期日を録音したデータが発見されたということであり、国の指定代理人が継続的に弁論準備手続を秘密録音していたことが判明した。

裁判長の許可を得ずに録音するということは、民事訴訟規則77条に違反する違法行為である。このような違法行為を国指定代理人が行ったこと自体、行政が司法手続を蔑ろにしたものであり、法治国家にあるまじき振る舞いである。しかも、被告側が退席していることを前提に、裁判官と原告（労働者）訴訟代理人の間で和解に向けた話し合い、すなわち原告側が被告には知られたくない内情などを裁判所に説明している可能性のある内容を「盗聴」したことは、訴訟当事者間の信義誠実のルールに背き、卑怯かつ不正な手段を用いて國にとって有利な結果を得ようとするものであり、断じて許すことはできない。

国の指定代理人の上記期日における弁明によれば、録音データは内部の打合せに用いていたとのことであり、少なくとも上記事件に関与する國の関係者は同事件の期日を継続して秘密録音されていたことを認識していたと強く推測され、組織的な行為であると疑わせるものもある。このことは、國を当事者とする訴訟において、かかる行為がほかにも行われていたのではないかという疑惑を抱かせるものである。

東海労働弁護団は、國のかかる行為を厳しく糾弾するとともに、國に対し、本件のみならず他の訴訟事件についても類似行為の有無を厳正に調査するとともに本件関係者に対して適正な処分を行うことを強く求める。

以上